

健康保険分

予算総額：

11,333,605千円

被保険者数：24,000人

扶養率：0.36

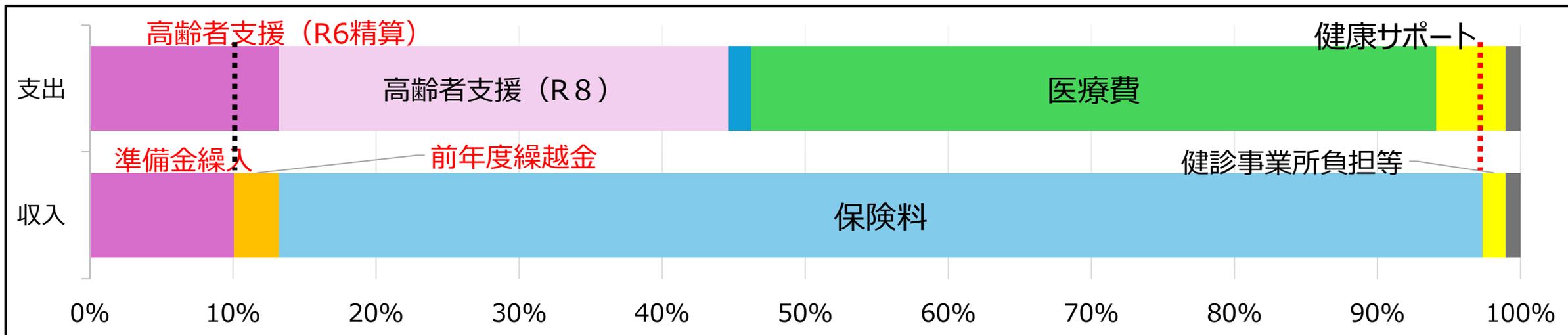
前期加入率：1.722714

標準報酬月額：319,500円

標準賞与年額：350,000円

平均年齢：36.58歳

収入		支出	
保険料	9,428,208千円	運営経費	173,646千円
準備金繰入 (R6決算残金)	1,130,000千円	医療費	5,370,720千円
前年度繰越金	350,000千円	高齢者支援 (R6精算)	1,483,000千円
健診事業所負担等	178,393千円	高齢者支援 (R8)	3,518,003千円
行政等からの補助金等	115,968千円	健康サポート	541,200千円
調整保険料	130,945千円	予備費	116,000千円
子ども勘定繰入	91千円	調整保険料	130,945千円
		子ども勘定繰入	91千円



介護保険分

予算総額：

1,032,724千円

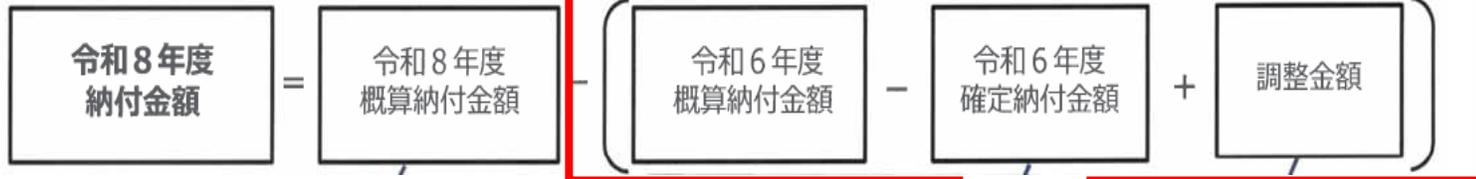
第2号被保険者数：10,800人

保険料納付者数：9,230人

標準報酬月額：400,000円

標準賞与年額：530,000円

納付金の算定式（法第151条第1項）



2年前の概算額と実績額からの算出
98百万円

R6年度決算残金116百万円、準備金として保管

準備金より98百万円繰入

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	介護保険第2号被 保険者たる被保険 者等1人当たり額	科 目	予 算 額	介護保険第2号被 保険者たる被保険 者等1人当たり額
	千円	円		千円	円
介護保険収入	934,722	101,270	介護納付金	1,026,000	111,159
繰入金	98,000	10,618	介護保険料還付金	4	
雑収入	利子収入	1	雑支出		
	雑入	1	予備費	6,720	728
収入合計(A)	1,032,724	111,888	支出合計(B)	1,032,724	111,888

子ども子育て支援金分

予算総額：
210,745千円

被保険者数：24,000人
標準報酬月額：319,500円
標準賞与年額：350,000円

**令和8年5月末
から、納付**

(2) 令和 8 年度
概算支援納付金
198,729,150 円

=

(6) 令和 8 年度
標準報酬総額見込額
99,160,800,000 円

×

(7) 令和 8 年度
総報酬割概算負担率
0.00200411

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	被保険者 1人当たり額	科 目	予 算 額	被保険者 1人当たり額
子ども・子育て 支援金収入	千円 210,653	円 8,777	子ども・子育て 支援納付金	千円 199,000	円 8,292
繰越金			子ども・子育て 支援金還付金	1	
雑収入			一般勘定繰入		
利子収入			雑支出		
雑収入	1		予備費	11,653	486
一般勘定受入			支出合計(B)	210,654	8,777
収入合計(A)	210,654	8,777			

**令和8年度より開始します
「子ども・子育て支援金制度」**

POINT 1 子ども・子育て支援金制度って何？
子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連携のしくみです。
令和8年4月保険料（5月納付分）より
一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。

介護保険料 (0.4%以上) + 子ども・子育て支援金 (追加)

POINT 2 納めた支援金は何に使われるの？
子ども・子育て支援金を財源として、こども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。加速化プランでは、わが国の少子化対策を促進するために児童手当の拡充等の給付の拡充などを行います。

- 妊娠のための支援給付（10万円相当の経済的支援）
- 出生後休業支援（育児給付率を手取り10割相当に）
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）等

POINT 3 どのくらい負担するの？

- 負担率(支援金率)は、令和8年度0.23%からスタートし、10年度には0.4%程度に段階的に上がることが想定されます。
- ただし、国が令和10年度の支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩あがりに増え続けることはありません。

<各年度の支援納付金の総額>
※(1)は支援金率
R 8年度...約6,000億円(0.23%)
R 9年度...約8,000億円
R 10年度...約1兆円(約0.4%)
R 11年度以降は約1兆円の範囲内で推移

一人当たり負担額
※イメージ※
(標準報酬月額×支援金率=毎月の負担額)
例) 標準報酬月額が30万の場合(令和8年度)
30万円 × 0.23% = 690円/月
※社と新卒(原則)
事業主負担 345円 : 被保険者負担 345円
※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます

※本リーフレットは、こども家庭庁・厚生労働省と内容を調整・確認のうえ作成しています。



114114

法定準備金

医療費の2ヶ月分と納付金の1ヶ月分の合計相当額のことを法定準備金とよび、100%以上の保有が健保組合には義務付けられている。

医療費は2か月後、納付金は翌月支払のため、健保組合が万が一解散した場合、解散後に発生する支払額を保管するという主旨であり、財産と呼ぶが、担保的な役割である。

法定準備金は、前3年間の平均額を用いて算出することになっており、令和6年10月の大幅な人員増により、医療費が高騰、納付金も総報酬から算出される部分も多いため、準備金として保有しなければならない金額は年々上昇している。

さらに、令和8年度から開始される「子ども子育て支援金」1ヶ月分についても、準備金として保有しなければならないため、準備金として保有しなければならない額は増えることとなる。

令和8年度の準備金は「子ども子育て支援金」を含めて算出すると、109.41%となる。